

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>2 特別児童扶養手当受給証明書に関する事務</li> <li>3 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>4 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>5 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>6 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務</li> <li>7 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務</li> </ol>
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉保健システム(特別児童扶養手当DB)、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条 別表 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表13、16、19、20、29、42、80、81、91、119、125、141、155、161の項</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条第1号ル及び第2号ル、第18条第1号ヘ、第21条第1号ヘ、第22条第1号タ及び第2号カ及び第4号ヨ及び第6号カ及び第8号タ、第31条第1号イ及び第2号ロ、第44号第1号ノ、第82条第1号カ及び第3号カ、第83条第1号ヨ及び第2号カ及び第5号カ及び第6号ヨ及び第7号ハ、第127条第1号ノ、第143条第1号ヲ、第148条第1号ヘ、第157条第1号カ、第160条第1号ル及び第2号ル、第163条第1号ノ</li> </ul> <p><b>【情報照会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条各号</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-3610
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。	

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[      ] 外部監査
-------	---	---	---------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ] 十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。

变更箇所